

国民投票テレビCMセミナー レジメ

2018年11月05日

▼国民投票運動としてのテレビCMのルール

* 国民投票法第七節「国民投票運動」

- ・ 第百条（運用上の注意）と第百四条（国民投票に関する放送についての留意）
- ・ 第百五条による「制限」…14日前からの広告放送の禁止
- ・ 第百六条（国民投票広報放送について）4、6、7項
- ・ 第百三十六条（同上広報放送における費用の国庫負担）

* 広告放送（テレビCM）は14日前からの禁止以外は自由、意見表明なら規制対象外

* 制限がないテレビCMと、細かいルールを定めた国民投票広報放送の「矛盾」

▼民放連の対応と国会での動き

* 国会審議における民放連の主張とその後の対応

* 民放連の会長交代と9月20日の大久保会長会見…「国民投票運動CMの量の自主規制について」と「国民投票運動にかかわる放送の基本的な姿勢」

* 10月12日の議連第一回総会、民放連との意見交換会の初開催

- ・ 意見交換会でできたやりとりの要旨、及び民放連側の主張
- ・ 大阪都構想の住民投票で実際に起きた事と、民放連の主張との「矛盾」

▼国民が公平な判断ができるようにするためのルール作り

* 基本は民放連側の自主規制が望ましい。そのための意見交換を続ける

* テレビCMの公平性を維持するための具体的方策について

① テレビCMの全面禁止

② 意見表明CMの全面禁止

③ テレビCMを認めるとして、放送内容や回数、放送時間など公平性を損なわないように民放側で自主規制する

(1) 費用など上限を決める

(2) 放送回数、放送時間を同一にする

(3) 広告発注のタイミングを同一にする ※費用公費負担なら法改正も

* 民放側が自主ルールを定める意思がない場合は法律による制限の方向へ

- ・国民民主党が検討している改正案の趣旨
- ・法改正の場合は上記（1）（2）がポイントに
- ・法改正のハードルとなる超党派の合意

以上

資料

◎日本国憲法の改正手続に関する法律 法律第五十一号（平一九・五・一八）

第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知

（協議会）

第十一条 国民投票広報協議会（以下この節において「協議会」という。）については、国会法に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

第七節 国民投票運動

（適用上の注意）

第一百条 この節及び次節の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（国民投票に関する放送についての留意）

第一百四条 一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第百六条において同じ。）、有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）、有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者又は電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者（次条において「一般放送事業者等」という。）は、国民投票に関する放送については、放送法第三条の二第一項の規定の趣旨に留意するものとする。

(投票日前の国民投票運動のための広告 放送の制限)

第二百五条 何人も、国民投票の期日前十四日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、次条の規定による場合を除くほか、一般放送事業者等の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない。

(国民投票広報協議会及び政党等による放送)

第二百六条 国民投票広報協議会は、両議院の議長が協議して定めるところにより、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送（放送法第二条第二号の三に規定する中波放送又は同条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。）の放送設備により、憲法改正案の広報のための放送をするものとする。

2 前項の放送は、国民投票広報協議会が行う憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報並びに憲法改正案に対する賛成の政党等（一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その他の政治団体であって両議院の議長が協議して定めるところにより国民投票広報協議会に届け出たものをいう。以下この条及び次条において同じ。）及び反対の政党等が行う意見の広告からなるものとする。

3 第一項の放送において、国民投票広報協議会は、憲法改正案及びその要旨その他参考となるべき事項の広報を客観的かつ中立的に行うものとする。

4 第一項の放送において、政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、憲法改正案に対する賛成又は反対の意見を無料で放送することができる。この場合において、日本放送協会及び一般放送事業者は、政党等が録音し、又は録画した意見をそのまま放送しなければならない。

5 政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、両議院の議長が協議して定める額の範囲内で、前項の意見の放送のための録音又は録画を無料ですることができる。

6 第一項の放送に関しては、憲法改正案に対する賛成の政党等及び反対の政党等の双方に対して同一の時間数及び同等の時間帯を与える等同等の利便を提供しなければならない。

7 第一項の放送において意見の放送をすることができる政党等は、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該放送の一部を、その指名する団体に行わせることができる。

8 第一項の放送の回数及び日時は、国民投票広報協議会が日本放送協会及び当該放送を行う一般放送事業者と協議の上、定める。

第五章 補則

(費用の国庫負担)

第百三十六条 国民投票に関する次に掲げる費用その他の国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とする。

一 投票人名簿及び在外投票人名簿の調製に要する費用（投票人名簿及び在外投票人名簿を調製するために必要な情報システムの構築及び維持管理に要する費用を含む。）

二 投票所及び期日前投票所に要する費用

三 開票所に要する費用

四 国民投票分会及び国民投票会に要する費用

五 投票所等における憲法改正案等の掲示に要する費用

六 憲法改正案の広報に要する費用

七 国民投票公報の印刷及び配布に要する費用

八 国民投票の方法に関する周知に要する費用

九 第百六条及び第百七条の規定による放送及び新聞広告に要する費用

十 不在者投票に要する費用

十一 在外投票に要する費用